

犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和7年9月26日午後2時00分犬山市役所2階205会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙農業委員会総会議案一覧表のとおりである。

1. 当日の出席委員は次のとおりである。

1番	田中 幸子		2番	宮田 孝	
3番	小川 豊		4番	齋藤 ゆみ	
5番	安田 勝明		6番	斉木 一吉	
7番	宮島 直也		8番	宮地 勝則	
9番	河村 修		10番	田中 隆	

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりである。

事務局長	山崎 直人	次長	宮田 隆志
統括主査	大藪 剛士	書記	中川 碧
書記	後藤 悠真		

1. 総会の顛末は次のとおりである。

1. 午後2時00分、宮地会長が議長席につき、10名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

4番	齋藤 ゆみ	5番	安田 勝明
----	-------	----	-------

議長 それでは議案一覧表に基づき、第35号議案から第37号議案を上程します。

 それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 説明を始めさせていただきます。

 議案書1ページをご覧ください。第35号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定についてです。

 番号1番から番号3番まで、同じ内容になるので併せて説明させていただきます。

 議案書2ページから3ページをご覧ください。番号1番から3番。申請事由は生前贈与のためです。

【議案説明】

 譲渡人は高齢で営農が困難になっていたところ、譲渡人のそれぞれ息子、義娘、孫である譲受人が耕作することで話がまとまったため、本申請となりました。

 譲受人はそれぞれ農業経験があります。また、耕作に必要な農業機械を所有して適切に管理しており、農業技術及び農業経験も十分な水準であり、許可相当であると見込まれます

 議案書3ページをご覧ください。

 番号4番。申請事由は自宅付近で耕作を行うためです。

【議案説明】

 譲渡人は健康上の理由で耕作が困難になっていたところ、本申請地付近に住んでいる譲受人が本申請地を譲受けて耕作することで話がまとまったため、本申請となりました。

 本申請は、譲受人が犬山市で初めて農地の権利を取得するため、9月18日に城東地区担当の農業委員、推進委員と事務局

で面談を行いました。譲受人は、申請地ではねぎやニラ、苗床を育てること、また、草刈りなどを定期的に行うことで、周囲に迷惑をかけないようにするなど、申請地の耕作、管理が可能なことを確認しております。

議案書4ページをご覧ください。番号5番。申請事由は営農規模拡大のためです。

【議案説明】

譲受人は、犬山市に住んでおり、50年程農業経験があります。譲渡人は遠方に住んでおり、耕作が困難になっていたところ、営農規模拡大を考えている譲受人と話がまとまったため、本申請となりました。

本案件について補足させていただきます。

過去の総会で皆さんにご審議いただきましたが、本申請の譲受人が所有している農地の一部が農地法の手続きを行わずに農地以外の目的で使用されている、違反転用の状態でした。

令和7年度から、申請書に譲受人の農地法やその他関係法令の遵守状況を記載することとなり、過去3年間の農地法やその他法令の違反の有無をそれぞれ記載することとなりました。

そのため、本申請については関係法令の遵守状況内の農地法第5条の欄が違反有り、となっております。

農林水産省に確認をしたところ、過去に違反履歴がある場合、すぐに不許可と判断するのではなく、是正状況や現在の農地の耕作状況を勘案して許可の判断を行うことが適切だと回答をいただきました。

犬山市ではこれまでも、譲受人の所有農地に違反状態の土地があれば、先に是正をしてもらってから申請を受付しておりました。今回の案件も同様に指導し、現在は違反状態であった土地は農地法の手続きを行い是正され、その他所有している農地

は適切に管理できている状態のため、申請地の耕作も可能だと判断しております。

議案書 5 ページをご覧ください。第 36 号議案、農地法第 5 条の規定による許可申請書意見決定についてです。

議案書 6 ページをご覧ください。番号 1 番。こちらは令和 6 年 5 月農業委員会総会で農振除外の案件として、皆さんに審議していただいた案件です。転用の目的は店舗用地が必要なためです。

【議案説明】

譲受人は、犬山市で診療所を営んでいます。現在の診療所は譲受人の父が昭和 61 年に開設したもので、経年により老朽化しており建て替えが必要で、従業員も増加し、診療スペースや従業員及び来院者の駐車場が不足しているため、敷地を拡張する必要があります。

現在の診療所は拡張するスペースがなく、建て替えは困難で、近隣地の市街化区域も土地所有者から同意が得られない等の理由で建築を断念しております。

本申請地は、県道一宮犬山線に接しており交通の便がよく、現在の診療所からも近いため、来院者の利便性が高く最適な場所であると考え、この場所での建築を計画することとなったため本申請となりました。

地図資料の 27 ページをご覧ください。敷地周辺に土留めを設け、隣地への被害を防ぎます。また、申請地の雨水は場内を透水性アスファルト舗装とし、排水路を經由して最終雨水枡より南側道路側溝にて処理します。汚水は下水本管に接続し処理します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側 9 番、エ- (ア)-a-(a)で、水管、下水道管、ガス管のうち 2 種類以上が埋設されている幅員 4 m 以上の道路の沿道の区域で、おおむね 500

m以内に2つ以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する区域にある農地で、第3種農地に該当します。許可基準は右側の36番、エ-(イ)、許可することができる、に該当します。

続いて、番号2番。転用の目的は住宅用地が必要なためです。

【議案説明】

譲受人はこれまで家族で居住しておりましたが、指定難病に罹患し治療を受けております。治療薬の副作用で免疫が低下し、感染症に罹りやすくなります。重症化する恐れがあるため人との接触を避けて生活せざるを得ないことから、譲受人が家族と離れて生活するための住宅建築計画のため本申請となりました。本申請地は都市計画法第34条11号区域です。

地図資料の33ページをご覧ください。雨水は、宅内集水桝にて集水し、最終桝より北側道路側溝へ放流します。汚水は小型合併処理浄化槽により処理し、北側道路側溝へ放流します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側10番、エ-(ア)-a-(b)、駅、船舶発着所、インターチェンジ、県庁・市区町村役場（支所を含む）及びこれらの類似施設（バスターミナル）の概ね300m以内の区域にある農地で、第3種農地に該当します。許可基準は右側の36番、エ-(イ)、許可することができる、に該当します。

議案書7ページをご覧ください。番号3番。転用の目的は工事作業用地が必要なためです。本申請は一時転用の案件です。

【議案説明】

借人は本申請地の隣接地で住宅建築を計画しており、近いう

ちに工事に着手するところであります。2棟のうち1棟を解体し新築する予定であり、残地する建築物があるため工事車両が建築箇所まで進入できません。当該申請地を賃借し、建築工事を安全で確実に進めるため本申請となりました。

地図資料の38ページをご覧ください。雨水は浸透処理します。汚水排水はありません。

また、工事完了後は農地へ復元する計画です。

農地区分表をご覧ください。農地区分は表面左側1番、ア-（ア）、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）第8条第1項の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域（農用地区域）内にある農地で、農用地区域内農地に該当します。許可基準は右側の3番、ア-（イ）-c、仮工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うもので利用目的を達成する上で当該農地を供する必要がある、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないもの、に該当します。

続いて、番号4番。転用の目的は駐車場用地が必要なためです。

【議案説明】

譲受人は申請地付近に神社を構えており、初詣や祭りの際に参拝者が多く、駐車場不足のため、周辺で渋滞が起これり近隣住民に迷惑が掛かっている状況です。したがって、駐車場不足の解消を考え、申請地を駐車場とするため本申請となりました。

地図資料の44ページをご覧ください。雨水は自然浸透にて処理します。汚水排水はありません。

農地区分図をご覧ください。農地区分は裏面左側12番、エ-（ア）-b-（b）、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で、第3種農地に該当します。許可基準は右側の36番、エ-（イ）、許可することができる、に該当します。

議案書の 8 ページをご覧ください。番号 5 番。こちらは令和 7 年 5 月農業委員会総会で農振除外の案件として、皆さんに審議していただいた案件です。転用の目的は、駐車場用地が必要なためです。

【議案説明】

申請者は、昭和 50 年に設立された電気工事の設計施設管理及び請負等を営む法人で、変更する土地の近くに本社工事部を構えております。

現在、駐車場が不足している状況で、不足分を本社工事部や資材置場、駐車場に縦列で駐車しており業務に支障が生じております。駐車場不足を解消し、業務の安全性を確保するために、申請地を駐車場とするため本申請となりました。

地図資料の 4 7 ページをご覧ください。雨水は透水性舗装にて処理します。汚水排水はありません。

農地区分表をご覧ください。農地区分は表面左側 1 番、エ-イ(7)-a、概ね 10 ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当します。許可基準は右側の 3 6 番、エ-(イ)、許可することができます、に該当します。許可基準は右側 1 0 番、イ-(イ)-c-(e)、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの、に該当します。

議案書の 9 ページをご覧ください。第 3 7 号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画素案の意見決定についてです。

議案書の 1 0 ページから 1 2 ページをご覧ください。今月の案件は 7 件で、整理番号 1 番から 3 番については、新規で利用権を設定する案件となっております。4 番から 7 番については、担い手の交代の案件となっております。

番号 1 番から 2 番及び 4 番から 7 番については、城東地区。
番号 3 番については、羽黒地区の案件となります。

議案書の説明は以上です。

議長 　　ただいま事務局から第 3 5 号議案から第 3 7 号議案までの説明がありました。これらについて質問とかご意見がある方、挙手をお願いいたします。

議長 　　他にご意見はなさそうなので、ここで地区審議に入らせていただきます。

　　1 5 分ぐらいということで、1 4 時 4 0 分まで地区審議をお願いします。

1 4 時 2 5 分 地区審議

1 4 時 4 0 分 開議

議長 　　それでは、総会を再開します。

第 3 5 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請書許可決定について意見の決定を求めます。

1 番から 3 番について、犬山地区お願いします。

宮田委員 　　2 番の宮田です。

1 番から 3 番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 　　4 番について、城東地区お願いします。

安田委員 　　5 番の安田です。

4 番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 　　5 番について、羽黒地区お願いします。

齊木委員 6番の齊木です。
5番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。
第35号議案、別紙申請事項の1番から5番について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは本議案について可と決定しました。
続いて第36号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定について意見の決定を求めます。
1番について、犬山地区お願いします。

宮田委員 2番の宮田です。
1番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 2番から3番について、城東地区お願いします。

安田委員 5番の安田です。
2番から3番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 4番から5番について、楽田地区お願いします。

田中委員 10番の田中です
4番から5番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。
第36号議案、別紙申請事項について1番から5番の意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長

それでは本議案について可と決定しました。

続いて第37号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画素案の意見決定について意見の決定を求めます。

1番から2番及び4番から7番について、（城東地区）お願いします。

安田委員

5番の安田です。

1番から2番及び4番から7番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長

3番について、（羽黒地区）お願いします。

斉木委員

6番の斉木です。

3番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長

ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第37号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長

それでは本議案について可と決定しました。

続いて報告事項について事務局より報告してください。

事務局

議案書の13ページをご覧ください。第17号報告、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理についてです。議案書の14ページをご覧ください。今月の報告は1件

です。

議案書の15ページをご覧ください。第18号報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理についてです。議案書の16ページから17ページをご覧ください。今月の報告は5件です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告について、ご質問などありますか。

議長

何もないようですので、報告は終了しました。

これで本日予定しました案件は全て終了しました。

これをもって本日の議事は終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。